

千葉市公告第121号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定認可申請書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和5年2月6日

千葉市長 神谷 俊一

1 縦覧に供する文書

東千葉住宅自治会地区建築協定について

(協定区域の地名地番：千葉市中央区東千葉1丁目430-17、430-19、430-23、430-31、430-32、430-51、430-52、430-60、430-61、430-62、430-65、430-67、430-68、430-69、441-10、441-17、441-24、441-25、441-27、441-31、441-37、441-39、441-40、449-4、449-5、449-8、449-11、449-12、449-13、449-14、449-15、449-16、449-17、449-18、449-20、449-21、449-22、449-25、449-30、449-34、449-39、449-43、449-44、449-45、449-46、449-49、449-50、3丁目659-9、659-11、659-13、659-15、659-16、659-18、659-19、659-22、659-23、659-24、659-26、659-27、659-31、659-37、659-40、659-42、659-45、659-46、659-47、659-48、659-49、659-51、659-53、659-59、659-60、659-61、659-62、659-63、659-66、659-69、659-72、659-73、659-78、659-79、659-81、659-82、659-83、659-84、659-117、659-118、659-121、659-124、698-6、698-8、698-17、698-18、698-26、698-28、698-32、698-46、698-48、698-49、698-52)

2 縦覧期間

令和5年2月6日（月）から令和5年3月6日（月）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

3 縦覧場所

千葉県都市局建築部建築指導課

(千葉県中央区千葉港2番1号千葉中央コミュニティセンター3階)